部会資料3

# 予算・決算審査特別委員分科会の審査方法の見直し

| | 項目 | 検討事項 | 回答例 | 自民党 | 民主党 | 公明党 | 共産党 | 未来創造ちば | 無所属 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 代表質疑 | 分科会の質疑との違いは何か。 | 予算編成方針、財政健全化への取り組み、重点施策など市政に対する大局的な質疑 | 予算編成方針、財政健全化への取り組み、重点施策など市政に対する大局的な質疑 | 財政を含め市政全般にわたる質疑 | 予算編成方針、財政健全化への取り組み、重点施策など市政に対する大局的な質疑 | 基本的に財政問題は市政の基本であり、全議員が参加する中で議論する。<br>代表質疑、分科会とのすみ分けは、それぞれ特徴を持ちながら広く議論を行い市民に理解ができるように進めることが必要と考えます。<br>詳細については、他政令市の状況をさらに学ぶこと、財政規模・歴史などの経過があり、その中で千葉市において合理的な方法を選択する。 | 個別計画や事業については、方針、考え方、方向性、理念などの大局的観点での質疑と財政に関する質疑 | 予算編成方針、財政健全化への取り組み、重点施策など市政に対する大局的な質疑 |
| 2 | 分科会 | （1）5分科会とした場合の質疑内容はどういうものか。 | ①代表質疑で質疑しなかった詳細な事項<br>②予算規模における詳細な事項<br>③財政局各課の所管事項 | ①代表質疑で質疑しなかった詳細な事項<br>②予算規模における詳細な事項<br>③財政局各課の所管事項 | | ①代表質疑で質疑しなかった詳細な事項<br>②予算規模における詳細な事項<br>③財政局各課の所管事項 | | 代表質疑を受けて（前提とした）細部にわたる確認、指摘、意見などに至るような内容 | 局・部・課別の、費用対効果の検証など<br>今後の財政運営戦略、財政健全化プランの見通しなど<br>公会計制度改革など |
| | | （2）5分科会のメリット・デメリット | メリットは審査時間の短縮が図られる。<br>デメリットは一部の委員しか審査に参加できない。 | メリットは審査時間の短縮が図られる。<br>デメリットは一部の委員しか審査に参加できない。 | | 財政審査のみに関してのメリット・デメリットという考え方ではなく、全体の審査方法のあり方の問題として捉えて考えてきた。 | | 各分科会の範囲が狭くなるために課題、問題を深く掘り下げることができる。<br>委員間の課題共有がしにくい。 | メリットは、審査が深いところまでできる（そうできるよう、事前の調整を重視すべき）<br>デメリットは同左 |
| | | （3）全委員による審査とした場合の質疑内容はどういうものか。<br>代表質疑との違いは何か。 | ①代表質疑で質疑しなかった詳細な事項<br>②予算規模における詳細な事項<br>③財政局各課の所管事項 | | 質疑内容は予算編成方針、財政健全化、財政局各課の所管事項、現在の分科会・財政に関わる事項。現状の代表質疑のような事前通告制はしなくて良い。 | 全員による審査は考えていない。委員以外は傍聴。 | | 代表質疑を受けて（前提とした）細部にわたるものにかわりない。 | ①代表質疑で質疑しなかった詳細な事項<br>②予算規模における詳細な事項<br>③財政局各課の所管事項 |
| | | （4）全委員による審査とした場合のメリット・デメリット | メリットは全委員が審査に参加できる。<br>デメリットは多数の委員が質問する場合は日程を延ばす必要がある。 | | 市財政についての審査内容を全員が共有した上で、他のそれぞれの分科会に臨むことができる。 | | | 全委員が市政の課題を共有できるが、日程延長などのデメリットがある。<br>同じような質問が繰り返されないような配慮が必要。 | メリットは同左。<br>デメリットは集中的な議論が難しくなる点。 |
| | | （5）全委員による審査とした場合に日程、時間はどうするか。 | ①質疑は会派持ち時間制とする。<br>②（例）質疑・答弁時間は〇分を上限とする。 | | ①質疑時間を持ち時間制とする。<br>②制限時間は要協議<br>（例）1～4人会派 30分<br>5～10人会派60分<br>11人以上　90分<br>（答弁含む）<br>③制限時間内であれば、質問者数は問わないが、原則として、会派人数によって1～3人とする。 | | | 時間制限は基本的に設けず、委員の良識に任せる。 | 持ち時間制<br>各会派で60分を上限とする。 |
| | | （6）全委員による審査とした場合の質問者数は何人とするか。 | 質疑は会派の代表制とし、〇名とする。 | | | | | 今まで通り各会派2名までとする。 | 持ち時間内なら何人でも可。 |
| 3 | 全委員審査の場合の質疑 | 平成14年1定以前は予決算特委（議場）において、予算・決算に対する総括質問を行っていたが、質問内容は一般質問と同様であったため、平成14年3定以降は予決算特委の総括質問をやめ本会議の一般質問に変更したが、質疑内容は一般質問とすみ分けはどうするのか。 | 財政局に限定する審査であれば、一般質問と同様にはならない。 | | 財政局に限定する審査であれば、一般質問と同様にはならない。 | | | 予決の質疑は年度が限定されるが、一般質問は歴史的な流れの中でも行われるし、他の事項との関連付けなども可能である。<br>よって予決の質疑と一般質問は異なると考えられる。 | 財政局に限定する審査であれば、一般質問と同様にはならない。 |
| 4 | 委員の差し替え | 5分科会とした場合に委員の差し替えを認めるのか。 | 認める。 | 認める。 | 認める。 | 認める。 | | 認める。 | 認める。 |